

政令第 号

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十三条第一項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千七百元」を「七千五百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年七月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に実施の公示がされた情報処理技術者試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料については、この政令による改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験について、その実施に要する費用を勘案し、受験手数料の額を引き上げる必要があるからである。